

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

常陸太田市長 様

次の売買物件について、売買代金納付後、引渡しを受けるまで、常陸太田市に保管を依頼します。

なお、保管中に売買物件が破損、劣化、紛失等の損害を受けても、常陸太田市は一切責任を負わないことに同意します。

記

区分番号 :

物 件 名 :

車 名 :

車体番号 :

保管期限 : 年 月 日まで

買受人 住 所

氏 名 印

電話番号

●注意事項

※保管期限は、所有権が買受人に移転した日から30日以内となるよう厳守してください。

※所有権が買受人に移転した後に常陸太田市に保管費用が発生した場合、その費用は買受人の負担となります。

※買受人が法人の場合は、その名称および主たる所在地ならびに代表者の氏名を記載してください。